

1 改正の趣旨

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、令和6年度に講じるべき措置として、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の引上げについて示され、これを踏まえた地方税法施行令の一部改正が予定されることから、この国の方針に沿った基準に改めるもの。

2 主な改正内容

- 1 国民健康保険税の均等割額5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引き上げるもの。
- 2 国民健康保険税の均等割額2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げるもの。

現行	改正後
軽減判定所得 【7割軽減基準額】 基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1） 【5割軽減基準額】 基礎控除額（43万円）+（29万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1） 【2割軽減基準額】 基礎控除額（43万円）+（53.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）	軽減判定所得 【7割軽減基準額】 基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1） 【5割軽減基準額】 基礎控除額（43万円）+（29.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1） 【2割軽減基準額】 基礎控除額（43万円）+（54.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）

3 施行期日

施行日 令和6年4月1日
（令和6年度分の国保税から適用）